

湯河原町自然環境、景観等と再生可能エネルギー発電事業との
調和に関する条例（手続きフロー）

適用事業は次のとおりです。

「太陽光」 事業区域面積 1,000 m²以上

「風 力」 事業区域面積 1,000 m²以上かつ設備の高さ 10m以上

※建築物に設置する事業には適用されません。

